

仕 様 書

第 1 節 一般事項

1 (適用)

この仕様書は令和8年度旧高良内埋立地周辺樹木伐採業務委託に適用するものとし、本仕様書・設計書・図面により業務を行うものとする。

2 (業務の場所)

久留米市高良内町地内

3 (履行期間)

契約締結日の翌日から起算して30日間

4 (軽微な変更)

仕様書及び設計書に定める範囲内での軽微な変更又は業務施工上当然必要なものについては監督職員と受注者において協議の上施工するものとする。

5 (疑義の委任)

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は仕様書に定めない業務については、監督職員と協議の上、施工するものとする。

第 2 節 施 工

1 (着手)

業務の着手は、原則として契約締結日の翌日から起算して7日以内に行うものとする。

2 (標識の設置)

受注者は作業現場に「業務名、業務場所、履行期間、受注者の住所、氏名等」を記載した標示板を設置し、必要に応じてバリケード、ロープ等を配置し危険防止のための十分な措置を講ずるものとする。

3 (業務内容)

(1) 伐採

- ・高木（10m程度、幹周り85cm以上他）14本
- ・根本から伐採
- ・切り株でつまづかないように地際で切ること
- ・萌芽が生えてこないように切り口を薬剤で処理すること

(2) 残材の処分

- ・本業務で発生した残材の処分先は久留米市の一般廃棄物処理業許可業者、上津クリーンセンター又は宮ノ陣クリーンセンターに限る。

4 (作業日)

作業日は、監督職員と打合せの上、決定するものとする。

第 3 節 安全管理

1 (安全一般)

受注者は常に業務の安全に留意して現場管理を行い災害防止に努めるとともに関連法令を遵守すること。

2 (交通及び保安上の処置)

受注者は作業中、交通の妨害、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないようにし交通及び保安上十分注意すること。

3 (事故防止及び事故処置)

受注者は業務の実施に関連して、事故防止のための必要な処置を講じなければならない。もし事故が発生したときは、応急処置を講ずるとともに事故発生原因、経過及び被害の内容等について、ただちに監督職員に報告しなければならない。

4 (施設・樹木等の損傷)

受注者は作業実施にあたり、施設・樹木等を損傷しないように十分注意して行う。万一損傷した場合は受注者の負担で原型に復する。又、損傷を発見した場合は速やかにその状況を監督職員に報告するものとする。

5 (現場の整頓・後片付け)

受注者は機械器具、不要土砂、刈草等を交通及び安全上の障害とならないように使用の都度整理しなければならない。又、業務の完了と同時に速やかに不用材料を整理し、仮設物を搬出して現場を清掃するものとする。

6 (災害時の連絡及び巡回体制)

受注者は災害が発生した場合の緊急時には、巡回を行い利用者の安全を確保しその状況を速やかに監督職員に報告するものとする。

第 4 節 報告書の提出

受注者は業務が完了したときは遅滞なく報告書を提出するものとする。報告書には、施工したことがわかる写真（作業前・作業中・作業後）を添付すること。

第 5 節 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団からの不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

第 6 節 遵守事項

業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

設計書

業務委託費

(消費税及び地方消費税相当額)

金

() 円也

会計年度 : 令和 8 年度

業務名 : 令和8年度旧高良内埋立地周辺樹木伐採業務委託

業務場所 : 久留米市 高良内町 地内

工期 : 契約締結日の翌日から30日間

設

計

の

概

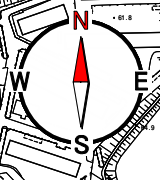
要

(当初設計)

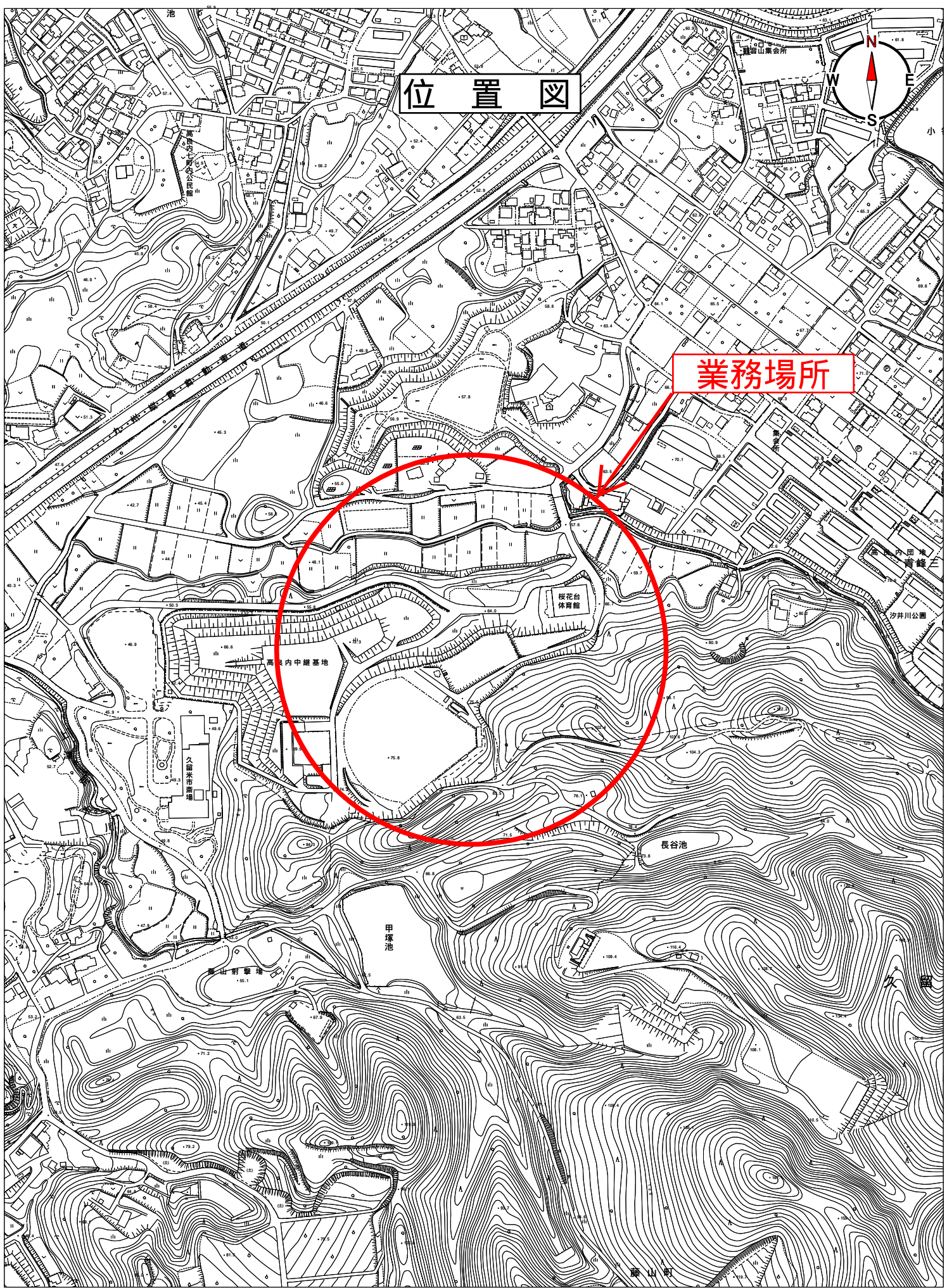
樹木伐採 1式

内訳書					
費目 工種 種別 細目	数量	単位	単価	金額	摘要
樹木伐採及び剪定業務					
直接委託費					
伐採工 (チェーンソー伐採) 幹周60cm以上90cm未満	1	本			
伐採工 (チェーンソー伐採) 幹周90cm以上120cm未満	2	本			
伐採工 (チェーンソー伐採) 幹周120cm以上150cm未満	6	本			
伐採工 (チェーンソー伐採) 幹周150cm以上200cm未満	5	本			
木くず運搬 10t積 1.5km以下 DID区間有り タイヤ損耗費(良好)含む	20	m ³			
木くず処理費 中間処理(地上部(幹・枝))	20	m ³			
直接委託費 計					
共通仮設費	1	式			
純委託費					
現場管理費	1	式			
委託原価	1	式			

位置図



業務場所



1/5000



久留米市高良内町 付近

業務場所

